

島根県麻しん対応マニュアル

平成30年2月

島根県健康福祉部薬事衛生課

目次

●平時の対応

1. 医療機関	1
2. 保健所	1
3. 島根県保健環境科学研究所	2
4. 薬事衛生課	2
5. 保育所等・学校	3
6. 市町村	4
7. 職場等	5

●発生時の対応

1. 医療機関	6
2. 麻しんアドバイザー	7
3. 保健所	7
4. 島根県保健環境科学研究所	11
5. 薬事衛生課	11
6. 保育所・幼稚園・学校等	12
7. 市町村	13
8. 職場等	13
麻しん対策関係機関関係図	15

●様式・参考資料等

別紙1：麻しん発生届

別紙2：麻しんの検体採取方法等について

別紙3：一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票

別紙4：行政検査依頼書

別紙5：麻しん患者調査票

別紙6：麻しん接触者調査票

別紙7：患者接触者行動リスト

別紙8：麻しんに関するQ&A

別紙9：体温等記録用紙

別紙10：麻しん対策会議次第〔案〕

資料1：麻しんの届出基準

資料2：麻しんの臨床

資料3：病原体検出マニュアル麻疹（第3.4版/国立感染症研究所）

平常時の対応

1. 医療機関

(1) 患者の早期診断及び院内感染防止

- ① 医療機関の長は、下記のことに努める。
 - ・ 島根県感染症情報センターホームページ等の情報により麻しん患者発生状況を把握する。
 - ・ 発熱やカタル症状等を伴い、麻しんが強く疑われる者を診察した際の、院内での対応方針（待合室や診察室を別にする等）を事前に決めておき、関係職員に周知しておく。
- ② 医師は、下記のことに努める。
 - ・ 日ごろから麻しん患者の早期診断に努める。
 - ・ 麻しんに感染していると強く疑う者及び臨床症状等により患者と診断した時は、管轄保健所への当該患者の発症状況等の情報提供、検体の提供及び感染拡大防止のための注意点等、患者への指導を早期に実施することを実施する。併せて、そのことについて当該患者へ協力依頼をするように努める。
 - ・ 典型的な症状のない修飾麻しんの症例も多く見られることを考慮する。（資料1～3参照）

(2) 予防接種の勧奨

- ① 医師は、すべての受診者のうち、MRワクチンの1期、2期の定期予防接種対象時期に該当する乳幼児・児童等については、罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患で予防接種を必要回数接種していない者に対しては、予防接種を勧奨する。
- ② 医療機関の長は、従事者が感染源にならないよう、罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患で予防接種を必要回数接種していない者に対しては、予防接種を推奨する。

☆麻しんの定期接種対象者・接種回数（定期接種実施要領より抜粋）

- ・ 第1期
 - （対象者） 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
 - （接種回数） 1回
- ・ 第2期
 - （対象者） 5歳以上で7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までにある者
 - （接種回数） 1回

2. 保健所

(1) 麻しんに関する広報の実施

- ① 保健所は、下記のとおり広報を実施する。
 - ・ 市町村担当課や管内の医療機関と連携し、管内住民に対し、麻しんに関する正しい知識や予防接種の必要性を周知し、定期予防接種の勧奨や麻しんが疑われる症状発

現時の早期受診等の広報に努める。

- ・ 保健所は、近隣の市町村（管内を除く）で麻しんの感染拡大が認められた場合に、市町村担当課、学校、医療機関等と連携し、麻しんの予防及び感染拡大防止のための広報をあらためて行う。

(2) 定期予防接種率の向上

- ① 保健所は、市町村担当課に対し、予防接種台帳や乳幼児健診等において接種状況を把握し、MRワクチンの1期、2期の接種率がそれぞれ95%以上とするよう、定期予防接種対象者へ積極的に接種勧奨を行うよう指導する。

(3) 保健所職員の抗体価の確認

- ① 麻しん対応に携わる可能性のある保健所の職員は、発生時に保健所職員を介して感染を拡げることのないように抗体価を確認しておく。
- ② ①の確認検査により、感染防御に必要な抗体を保有していない職員は、ワクチン接種を受け、接種後の抗体価を確認しておく必要がある。

3. 島根県保健環境科学研究所

(1) 麻しんに関する情報の掲載提供

- ① 感染症情報センター職員は、麻しんに関する基本情報及び県内の患者発生状況（医療機関・学校）等を島根県感染症情報センターホームページに掲載する。

(2) 検査体制の整備

- ① 保健環境科学研究所は、麻しんの検査診断を行うため、検査体制を整備する。
- ② 保健環境科学研究所は、各保健所に検査用の検体採取セットを配布する。
※検査用の検体採取キット：滅菌綿棒（咽頭用）、ウイルス輸送培地の入ったチューブ、EDTA入り採血管、滅菌スピッツ

(3) 職員の抗体価の確認

- ① 麻しん対応に携わる保健環境科学研究所の職員で、かつ、麻疹患者の検体を扱う可能性が高い検査の実施者は、抗体価を確認しておく。
- ② ①の確認検査により、感染防御に必要な抗体を保有していない職員で、かつ、麻疹患者の検体を扱う可能性が高い検査の実施者は、ワクチン接種を受け、接種後の抗体価を確認しておく必要がある。

4. 薬事衛生課

(1) 麻しんに関する広報の実施

- ① 薬事衛生課は、県民に対し、下記のとおり広報を実施する。
 - ・ 麻しんに関する正しい知識や予防接種の必要性を周知し、定期予防接種の勧奨や麻しんが疑われる症状発現時の早期受診等の広報に努める。
 - ・ 近隣県で麻しんの感染拡大が認められた場合には、市町村担当課、学校、医療機関、と連携し、麻しんの予防及び感染拡大防止のための広報をあらためて行う。

(2) 定期予防接種率の向上

- ① 薬事衛生課は、定期の予防接種率を向上させるために下記のことを実施する。
 - ・ 市町村担当課に対し、予防接種台帳や乳幼児健診等において接種状況を把握し、1期、2期の定期予防接種対象者に対し積極的に接種勧奨を行うよう指導する。
 - ・ 県ホームページ等により、麻しんに未罹患で麻しんの予防接種を必要回数接種していない者への予防接種の必要性について広報に努める。

(3) その他

- ① 島根県麻しん風しん対策会議において、定期的に麻しんの発生動向、定期の予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の進捗状況を評価する。

5. 保育所等・学校

(1) 予防接種の勧奨

- ① 保育所等の社会福祉施設（以下、「保育所等」という。）・学校（「学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）」に定める学校及び「学校保健安全法施行令（昭和33年6月10日政令174号）にて準用する専修学校をいう。以下「学校」という。）は、入通所児・園児・児童・生徒（以下、「児童生徒等」という。）及び職員の麻しんワクチン接種歴及び麻しん罹患歴を把握する。
- ② 保育所等・学校は、児童生徒等や職員が麻しんを発症すると、多くの者に感染を引き起こしてしまう可能性が高いため、把握した内容を基に、次の対応を実施する。

ア 未罹患で、麻しんの予防接種を必要回数接種していない者に対して、予防接種を勧奨する。

イ 罹患歴及び予防接種歴が不明あるいは記憶があいまいな者に対しては、医療機関にて血液検査（抗体価測定）を実施し、免疫を保有していない場合に予防接種を受けるか、または、血液検査（抗体価測定）を実施せずに予防接種を受けるか、のどちらかを勧奨する。

ウ 勧奨後の結果を必ず把握する。

- ③ 保育所等、幼稚園では、1期、2期の定期予防接種対象者の保護者に対し、定期予防接種を積極的に勧奨する。
- ④ 小学校では、就学時健診時に2期の予防接種歴を確認し、未実施者の場合は接種勧奨するとともに、入学時に未接種者に対して予防接種を勧奨する。
- ⑤ 幼稚園や保育所等は、定期予防接種の接種時期を過ぎたワクチン未接種の者がいる場合には、予防接種を勧奨する。

☆「学校教育法第一条」で定める学校、「学校保健安全法施行令第十一条」で準用する専修学校

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校とする。

(2) 児童生徒等の健康状態の把握

- ① 児童生徒等及び職員等の欠席理由を確認する等、日ごろから健康状況を把握・確認し、記録する。
- ② 児童生徒等の保護者から麻しんと診断された旨の連絡を受けた場合には、学校等欠席者・感染症情報システムへ入力し、最寄りの保健所に連絡を行う。学校等欠席者・感染症情報システムを導入していない施設については、電話等により、最寄りの保健所に連絡を行う。
- ③ 麻しんと診断された児童生徒等の出席停止の期間は、学校医等により感染のおそれがないと認められるまでであることを保護者に説明する。

☆麻しんの出席停止の期間（学校保健安全法施行規則第十九条）

出席停止の期間の基準：解熱した日を0日とし、その後、3日を経過するまで。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

(3) 情報共有体制の確保

- ① 保育所等や学校は、麻しん患者発生時に備え、下記のとおり実施する。
 - ・ 保護者、園・学校医、県及び当該市町村の学校等担当部局等関係機関との連絡を密にする。
 - ・ 緊急時の連絡体制を確保しておく。
 - ・ 感染症の流行状況の把握に努め、予防のための情報を共有する。
 - ・ 学校等欠席者・感染症情報システムが導入されている施設については、当該システムに毎日欠席状況の入力を行う。

(4) 情報提供

- ① 保育所等や学校は、園・学校医、県及び当該市町村の学校等担当部局等関係機関と連携し、児童生徒等やその保護者に対し、麻しんに関する正しい知識、定期予防接種の勧奨や麻しんが疑われる症状発現時の早期受診等の周知を行う。

6. 市町村

(1) 定期予防接種率の向上

- ① 市町村担当課は、定期予防接種率の向上のため、幼稚園や保育所等と協力のうえ、次の手段等により接種状況を確認し、定期予防接種の対象者に対して接種を勧奨する。また、定期予防接種率を把握し、MRワクチンの1期、2期の接種率がそれぞれ95%以上とするよう努める。

ア 予防接種台帳の確認
イ 乳幼児健診における確認
ウ 就学時健診における確認

(2) 麻疹に関する広報の実施

- ①市町村担当課は、市町村広報紙等により、定期的に定期予防接種の接種勧奨や麻疹が疑われる症状発現時の早期受診等の広報に努める。

7. 職場等

(1) 予防接種の推奨

- ①事業者及び産業保健スタッフは、労働者の麻疹ワクチン接種歴及び麻疹罹患歴を把握しておくことが望ましい。
- ②職場等で麻疹患者が発生すると、働き盛り世代を中心に広範囲な地域に及んで感染を引き起こしてしまう可能性がある。そのため、下記を参考にし、予防接種を推奨することを広報することが望ましい。
 - ・ 1977年生まれ～1989年生まれへの予防接種の推奨
予防接種法の制度上、ワクチン接種の機会が1回しか無かったこと等から、十分な免疫を保有しておらず、感染しやすい世代と考えられる。

☆麻疹の予防接種の接種回数

- ・ 1976年生まれ以前：定期接種の機会はないが、感染により免疫を獲得
- ・ 1977年生まれ～1989年生まれ：定期接種の回数1回のみであり、流行が少なかったため免疫が低くなっている
- ・ 1990年生まれ以降：定期接種の回数2回
- ・ 0歳児：定期接種前

発生時の対応

1. 医療機関

(1) 患者発生の探知及び保健所への届出・検査の実施

- ① 麻しん患者を臨床診断した医師（以下、「診断した医師」とする。）は、医療機関の住所地を管轄する保健所に一報し、直ちに（24時間以内）“臨床診断例”として届出（別紙1）を行う。また、血清IgM抗体検査等の血清抗体価の測定を民間検査機関等で実施し、麻しん患者を確定診断した医師（同様に、以下、「診断した医師」とする。）は、医療機関の住所地を管轄する保健所に一報し、“検査診断例”として届出（別紙1）を行う。
- ② 原則、全ての事例に検査の実施を求めるものとするため、診断した医師は、保健所からの依頼を受け、別紙2を参考に、検体を採取する。また、「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票（別紙3）」を記入し、検体と併せて保健所に提出する。

☆検体の種類（別紙2から抜粋）

- (1) 咽頭ぬぐい液 1本
- (2) 全血（EDTA入り採血管） 2ml 1本
- (3) 尿（滅菌スピッツ） 10ml 1本

- ③ 診断した医師は、島根県保健環境科学研究所（必要に応じて、国立感染症研究所）における検査結果及び民間検査機関における検査結果を基に、麻しんと判断される場合には、麻しん（検査診断例）への届出に変更し、麻しんではないと判断される場合には、届出を取り下げる。（検査確定例として届出た場合は不要。）

(2) 麻しん患者及びその家族等への対応

- ① 診断した医師は、以下のとおり患者本人（又は保護者）に対し、説明する。
 - ・ 報告内容が島根県及び関係自治体等に情報提供されること、及びまん延防止のため、必要に応じて行政機関が行う疫学調査に際し、患者本人（又は保護者）の協力が必要となる場合も想定されることを説明する。
 - ・ 麻しん患者と既に接触している家族等の健康観察と有症状時の早期受診を指導するとともに、罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、予防接種を必要回数接種していない者に対して予防接種を勧奨する。
 - ・ 患者が学校等に通っている場合には、麻しんは学校保健安全法により出席停止となるので、学校等へ連絡するよう指導する。また、感染のおそれがないと認められた場合にも、学校等に連絡の上登校するように指導する。

☆麻しんの出席停止の期間（学校保健安全法施行規則第十九条）

出席停止の期間の基準：解熱した日を0日とし、その後、3日を経過するまで。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

(3) 院内の感染の防止及び職員の健康管理

- ① 医療機関は、下記のとおり実施し、感染拡大の防止に努める。
 - ・ 「医療機関での麻しん対応ガイドライン(国立感染症研究所感染症情報センター)」等を参考にし、院内感染(待合室等も含む)の防止に努める。
 - ・ 当該麻しん患者と接触している受診患者を把握し、その患者に対する健康管理について、保健所と相談し、対応する。
 - ・ 当該麻しん患者と接触した院内の職員を把握し、対象となる職員に対し、21日間の健康管理を指示し、その間に症状を呈した場合には報告するよう指示する。
 - ・ 健康管理の間に症状を呈した職員がいた場合、保健所に連絡する。

2. 麻しんアドバイザー

(1) 届出医師に対する検査・診断等についての助言

- ① 診断した医師は、検査・診断・治療等に関する助言を麻しんアドバイザーから受けることができる。助言を受けたい医師は、保健所へ依頼するか、直接麻しんアドバイザーに連絡する。
- ② 麻しんアドバイザーは、診断した医師や保健所、薬事衛生課等から検査・診断・治療等に関する助言の依頼があった場合には、相談に応じる。

(2) 麻しん対策の検討

- ① 保健所、薬事衛生課とともに情報を解析し、地域や県全域における麻しん対策を検討する。

3. 保健所

(1) 患者発生状況の把握

- ① 診断した医師から臨床診断例としての麻しんの届出を受理した保健所は、患者の病状等の情報を把握し、疫学調査を実施する。また、血清IgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施していない場合は、実施を依頼する。
 - ※ 血清IgM抗体検査等の血清抗体価の測定による検査確定例として、診断した医師から麻しんの届出があった場合及びも同様に、患者の病状等の情報を把握し、疫学調査を実施する。
 - ※ 医師から麻しんや修飾麻しん等の疑いがある患者を診察した連絡があった際は、血清IgM抗体検査等の血清抗体価の測定の実施を依頼し、患者の病状等の情報を把握する。
 - ※ 届出事項でない重要情報(家族内発生状況、在籍する学校での集団発生の疑い、患者の職業・職種、学校名・勤務先等)が記載されていない場合には医師に照会する。
- ② 薬事衛生課に対し、疫学調査の内容及び行政検査の実施等について報告する。
 - ※ 保健所は、医師から症状等により麻しんを疑う患者を診療し、その患者の行政検査を依頼された場合は薬事衛生課に連絡し、行政検査の実施等について協議する。
- ③ 保健所は、ウイルス学的検査の実施の決定後、診断した医師の協力を得て、ウイルス学的検査を行う。

- ア 検査の実施及び検査結果が確定するまで外出自粛の要請等について本人（又は保護者）に説明する。（疑い例の場合も同様に説明する。）
- イ 別紙2を参照に、診断した医師に検体採取を依頼する。
 ※ 検体採取容器については、保健環境科学研究所が事前に配布している検査用の検体採取キットを持参する。
- ウ 診断した医師に、「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票（別紙3）」の記入を依頼する。
- エ 診断した医師から、ウイルス学的検査の検体（咽頭ぬぐい液、血液、尿）及び「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票（別紙3）」を受取り、行政検査依頼書（別紙4）とともに島根県保健環境科学研究所へ搬送する。
 ※ 保健所は、搬送する際、島根県保健環境科学研究所に対し、搬入方法及び搬入予定時刻を連絡する。
- ④ 必要に応じ、保健所から診断した医師に対し、麻しんアドバイザーを紹介する。
- ⑤ 麻しん発生届（臨床診断例又は検査診断例）をNESIDへ登録する。
- ⑥ 医師が患者（又は保護者）の氏名等を保健所に伝えることの了解が得られているかを確認したうえで、患者（又は保護者）に対し、積極的疫学調査を実施する。（別紙6）
- ⑦ 積極的疫学調査の結果、潜伏期間等の間に、飛行機や電車等の公共交通機関や大規模の施設を利用していることが判明した際には、注意喚起等の必要な措置が必要となるので、薬事衛生課に連絡し、対応を依頼する。
- ⑧ 島根県保健環境科学研究所から報告された検査結果を診断した医師に報告する。
- ⑨ 結果に基づき、診断した医師が麻しんと診断された場合には、診断した医師に、検査診断例として届出をもらう。また、保健所から麻しんアドバイザーを紹介した場合、麻しんアドバイザーに対し、医療機関の診断結果を報告する。なお、麻しんアドバイザーに対し、保健所から相談を実施していない場合は、薬事衛生課から情報提供を行う。
- ⑩ 臨床診断例が検査診断例に変更となった場合は、NESID（国の感染症サーベイランスシステム）の登録を修正する。麻しんが否定された場合は、NESIDに否定理由を登録し、その後、登録を削除する。

（2）疫学調査の範囲及び接触者に対する依頼等

- ① 患者との接触者としては、下記の3つに分類される。保健所は、接触者の対象範囲や対応方針等を発生時に薬事衛生課や保健環境科学研究所、その他関係者と協議し、決定する。
- 世帯内居住者
麻疹患者と同一住所に居住する者全員。
 - 直接の対面での接触者
医療機関における接触者（事務職員を含む医療機関職員、待合室等における患者）、勤務先の同僚、学校のクラスメイト等が候補としてあげられる。
 - 閉鎖空間の共有者

- ② 保健所は、接触者の対象範囲や対応方針決定後、それを基に、積極的疫学調査を実施する。（別紙6・7）また、接触者に対しては、麻しんの知識等について、別紙8や「知ってほしい 麻しん、風しんQ & A」パンフレット等を用いて、丁寧に説明する。
- ③ 患者の世帯内居住者やその他対象となる者に対して、21日間の健康確認を依頼する。（別紙10）

☆〔参考〕平成29年4月に発生した松江保健所管内における麻しん発生事例のリスク分類及び対応方針

(1) 未就学児(6歳未満)	感染リスク	対応方針
① ワクチン2回接種者	低リスク	一般的注意喚起
② ワクチン1回のみ接種者	高リスク	21日間の健康観察を依頼
③ ワクチン未接種者	高リスク	21日間の健康観察を依頼

(2) 就学児(6歳)以上の者	感染リスク	対応方針
① ワクチン2回接種が確認できた者	低リスク	一般的注意喚起
②-a ワクチン接種が1回のみの方	高リスク	21日間の健康観察を依頼
②-b ワクチン未接種者	高リスク	21日間の健康観察を依頼
③ ワクチン接種の有無がわからない者	高リスク	21日間の健康観察を依頼

(3) 学校等における感染拡大防止

- ① 保育所等や学校における麻しん患者発生を探知した場合、保健所は必要に応じて学校等に出向き、連携を密接にとりながら、感染拡大防止を図り、集団感染にならないよう「保育所・幼稚園・学校等における麻しん対応ガイドライン（国立感染症研究所感染症情報センター）」に基づき助言をする。
- ② 保健所は、保育所等や学校に対し、以下の対応を実施する。
- ・ 患者発生状況を把握し、保育所等や学校に対し、感染拡大防止のための助言を行う。
- ③ 必要に応じ、保育所等や学校に対し、行事の中止及び臨時の予防接種の実施等を助言する。
- ④ 患者発生状況や対応状況等について、薬事衛生課に報告する。

(4) 職場等における感染拡大防止

- ① 職場等における麻しん患者発生を探知した場合、保健所は、患者に対し、職場へ情報提供を行うよう依頼し、患者の同意を得て、必要に応じて職場等に出向き、職場の担当者と連携を密接にとりながら、感染拡大防止を図り、助言をする。
- ② 保健所は、必要に応じ、職場に対し、行事の中止及び臨時の予防接種の実施等を助言する。
- ③ 患者発生状況や対応状況等について、薬事衛生課に報告する。

(5) 患者と他者との接触遮断

①患者が学校等に通っている場合には、麻しんは学校保健安全法により出席停止となるので、学校等へ連絡するよう助言する。また、感染のおそれがないと認められた場合にも、学校等に連絡の上登校するように助言する。

※医師の判断によるため、原則、医療機関から指導があるが、保健所からも助言を行う。

※出席停止の期間の基準：解熱した日を0日とし、その後、3日を経過するまで。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

②患者が職場等に勤務している場合には、感染のおそれがないと認められるまでの外出の自粛を依頼するとともに、患者に職場への連絡を依頼し、産業医等と相談するよう助言する。また、必要に応じて、保健所から麻しんアドバイザーを紹介する。

☆産業医

(労働安全衛生法第五条〔労働安全衛生施行令第五条、労働安全衛生規則第十三条等〕)

労働者の健康管理などを効果的に行うために、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は産業医を選任することになっている。

(6) 対策会議の開催

①保健所は、患者の報告を受けた場合、検査診断を待たずに下記のとおり対策会議を開催し、情報共有を図り、協議の上、その後の対応を検討する。(別紙10参照)患者が職場等に勤務している場合については、必要に応じて、対策会議を開催する。

ア 患者が保育所等や学校の児童生徒等及び職員であった場合

○出席者

- ・ 施設を所管する県または当該市町村の学校等担当部局
- ・ 当該市町村担当課
- ・ 当該患者の保育所等や学校の関係者(施設長・養護教諭・担任)
- ・ 当該医師会学校医部会代表(又は/及び小児科医会代表)
- ・ 本庁関係各課 等

○報告・協議事項

- ・ 患者発生状況の報告
- ・ 対応方針(接触者の調査対応方針も含め)
- ・ 市町村全体での拡大防止対応
- ・ 施設内での拡大防止対応
- ・ ワクチンの臨時接種の有無
- ・ 終息の判断 等

イ 患者が職場等に勤務している場合

○出席者

- ・ 施設を所管する県または当該市町村の感染症担当部局
- ・ 当該市町村担当課
- ・ 当該医師会学校医部会代表(又は/及び小児科医会代表)

- ・ 本庁関係各課
 - ・ 必要に応じて、産業医や関係する機関 等
- 報告・協議事項
- ・ 患者発生状況の報告
 - ・ 対応方針（接触者の調査対応方針も含め）
 - ・ 市町村全体での拡大防止対応
 - ・ 職場内での拡大防止対応
 - ・ ワクチンの臨時接種の有無
 - ・ 終息の判断 等

（7）麻しんの感染拡大防止の広報の実施

- ① 保健所は、管内で麻しん患者の発生が認められた場合には、市町村担当課、保育所等、学校、医療機関等の関係機関と連携し、麻しんの予防及び感染拡大防止のための広報を行う。

4. 島根県保健環境科学研究所

（1）検査の実施

- ① 保健環境科学研究所は、以下のとおり検査を実施する。
 - ・ 薬事衛生課から届出の情報提供を受けたら、保健所と検体搬送の日程調整を行う。
 - ・ 保健所から検体が搬入されたら、ウイルス学的検査を実施する。
 - ・ 検査結果が出たら、直ぐに薬事衛生課に報告する。

（2）県民への情報提供

- ① 麻しん（検査診断例）の届出があった場合には、島根県感染症情報センターホームページにより県民に情報提供・注意喚起を行う。

（3）対応する保健所に対する助言

- ① 島根県感染症情報センターは、対応する保健所に対し、文献の紹介、疫学調査への助言、感染拡大防止策への助言等を行う。

5. 薬事衛生課

（1）患者発生状況の把握・関係機関への情報提供

- ① 保健所から、医師から届出を受理した旨連絡を受けたら、患者の病症等の情報や発生届の内容から行政検査の実施を検討する。場合によっては、診断した医師より行政検査の依頼がある。
- ② 薬事衛生課は、行政検査の実施を決定し、島根県保健環境科学研究所に患者の情報等を情報提供し、保健所と検体搬送の日時調整を行うことを依頼し、結果判明予定日時を確認する。また、結果判明予定日時を保健所に連絡する。
- ③ 保健環境科学研究所から受けた検査結果を保健所へ報告する。麻しんと判断された場合には、県医師会及び県内郡市医師会、患者が発生した圏域内の病院等医療機関、各市町村（学校等担当部局、予防接種担当部局、感染症担当部局等）、庁内関係課（保健体育課等）、県内各保健所担当課へ患者の発生について情報提供するとともに、患者を診察

した場合には、直ちに連絡するよう、サーベイランスの強化を依頼する。

- ④ 県民へホームページ等により、県内での患者の発生状況等の情報提供・注意喚起を行う。
- ⑤ 保健所の積極的疫学調査結果を受け、患者が他者に感染させるおそれのある期間に飛行機や電車等の公共交通機関や大規模の施設を利用していることが判明した際には、注意喚起等の必要な措置を本庁関係各課（港湾空港課や交通対策課等）や公共交通機関・施設等と調整し、対応を決定する。また、他の自治体に対し、積極的疫学調査等の対応を依頼する必要がある場合は、他の自治体感染症担当部局に対し、依頼する。

（２）対応する保健所に対する助言

- ① 薬事衛生課は、保健所が開催する麻しん対策会議へ参加し、助言を行う。
- ② 薬事衛生課は、保健所に対し、疫学調査への助言、感染拡大防止策への助言等を行う。

6. 保育所等・学校

（１）麻しん患者が発生したら保健所等に連絡する。

- ① 患者本人(又は保護者)から、麻しんの発生について探知した場合、患者本人(又は保護者)の同意の下、直ちに関係機関へ連絡する。
 - ア 最寄りの保健所
 - イ 当該市町村の保健担当部局
 - ウ 施設を所管する県または当該市町村の学校等担当部局
 - エ 園・学校医等

【参考：報告事項】

- ア 年齢・性別・居住地（市町村）
- イ 麻しんワクチン接種歴
- ウ 患児の発症日、発症後の最終登校日、診断年月日
- エ 他の児童等の健康状況（終息と判断されるまで）
- オ 各家庭への注意喚起の状況

（２）保育所・幼稚園・学校等における患者発生状況を把握する。

- ① 児童生徒等及び職員の健康状況（個別及び全体状況）について、欠席者の状況や出席者の体調等、確実に把握するよう、毎日の健康状況調査の強化を図り、保健所及び施設を所管する県または当該市町村の学校等担当部へ状況を報告する。
 - ア 欠席者の状況把握
 - ・ 欠席理由、主要症状、医療機関受診状況、結果等
 - イ 出席者の体調把握
 - ・ 主要症状、医療機関受診状況、結果等

（３）対策会議に参加する。

- ① 学校等は保健所が開催する対策会議に参加し、次の事項について情報共有と対応の連携を行う。
 - ア 患者の発生状況
 - イ 欠席者の状況
 - ウ 接触者の健康状況
 - エ 児童等の予防接種状況

- オ 全ての児童生徒等及び保護者・職員への対応
- カ 学校行事等の中止
- キ 終息の判断

(4) まん延防止対策を実施する。

- ① 全ての児童生徒等及び保護者へ、麻しんの発生状況を周知する。
- ② 患者との濃厚接触者に対する感染発症予防方法等については、直ちに医師と相談するよう情報提供する。
- ③ 毎朝、通所・登園・登校前に自宅にて体温測定を行い、37.5℃以上の発熱を認めた場合は、速やかに医療機関を受診するよう勧める。
- ④ 医療機関を受診する際には、あらかじめ電話で保育所・幼稚園・学校等における麻しんの流行状況、患者との接触状況等を伝え、受診方法等を確認してから出向くよう指導する。
- ⑤ 学校長及び学校医は、学校保健安全法に基づき発熱患者の扱い等について検討する。
- ⑥ 麻しんワクチン未接種・麻しん未罹患者へのワクチン接種を勧奨する。
- ⑦ 麻しんワクチン未接種・麻しん未罹患者へのワクチン接種の機会を提供する。
- ⑧ ワクチン接種をする場合は、緊急接種の必要性、接種により予想される効果及び副反応について、医師から十分に説明した上で希望者に接種する。
- ⑨ 必要に応じて、学校行事等の延期を検討する。

(5) 保育所等・学校における終息宣言

- ① 麻しんの検査診断の結果及び患者の発生状況等を勘案し、保育所等・学校の施設、園・学校医、施設を所管する県または当該市町村の学校等担当部局、市町村及び保健所等関係機関は、終息宣言の時期を検討する。
- ※終息：患者との最終接触日から4週間、新たな患者発生が見られていないこと。

7. 市町村

(1) 予防接種の実施に関する助言等

- ① 市町村内の学校等で感染が認められた場合には、対策会議で市町村内での発生状況などを踏まえて、予防接種の実施に関する助言をする。
- ② 麻しん患者発生状況を広報し、住民に注意喚起を図る。

8. 職場等

(1) 麻しん患者が発生したら保健所等に連絡する。

- ① 患者本人(又は保護者)から、麻しんの発生について探知した場合、患者本人の同意の下、直ちに最寄りの保健所等へ連絡する。

【参考：報告事項】

- ア 年齢・性別・居住地(市町村)
- イ 麻しんワクチン接種歴
- ウ 患者の発症日、発症後の最終登校日、診断年月日
- エ 他の職員の健康状況(終息と判断されるまで)
- オ 各家庭への注意喚起の状況

(2) 職場等における患者発生状況を把握する。

- ① 職場の労働者の健康状況（個別及び全体状況）について、把握する。毎日の健康状況調査の強化を図り、保健所へ状況を報告する。

(3) 対策会議に参加する。

- ① 保健所が開催する対策会議に必要な応じて参加する。

(4) まん延防止対策を実施する。

- ① 産業医や保健所等と連携し、まん延防止対策を実施する。
- ② 必要なに応じて、保健所から麻しんアドバイザーを紹介してもらい、助言を仰ぎ、まん延防止対策を実施する。

麻しん患者発生時の関係機関 関係図

